

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)		体育施設整備課	
報告書ページ	107	区分別 の番号	指摘事項 意見	11	
指摘事項等 の内容		<p>(イ) 指導者の育成に取り組むべきこと</p> <p>市には、水戸市市民協働部スポーツ課内に水戸市スポーツ協会が存在し、市民の体育の振興と各種競技団体の育成を図り、スポーツを通じ市民の生活を明瞭にすることを目的に、各種体育大会の開催、選手、審判員の育成強化、社会体育指導者研修会の実施、優秀選手及び体育優良団体の表彰等の事業を行っている。</p> <p>公益財団法人水戸市スポーツ振興協会は、定款で、各種スポーツ指導者の養成を事業目的としているところである。</p> <p>今日、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」(文化庁 令和2年9月1日)において、「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」への方針が示され、地域団体において、地域部活動の運営を担う人材や指導者を確保する必要が出てきている。</p> <p>水戸市市民協働部スポーツ課及び教育委員会等と連携し、地域単位の中学校、高校生の部活動に寄与する指導者の育成に取り組まれたい。</p>			
講じた措置 の内容等		<p>(公財) 水戸市スポーツ振興協会においては、各種スポーツ教室の開催や各競技団体との連携により、指導者の育成や派遣に取り組んでいるところである。今後、国における「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」方針に伴う、地域部活動の運営を担う人材や指導者の確保、育成等については、教育委員会やスポーツ課等と連携し、取り組むこととする。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)		市民協働部文化交流課
報告書ページ	134	区別 の番号	指摘事項 意見	15
指摘事項等 の内容		<p>芸術館外の普及活動に積極的に関与すべきこと</p> <p>芸術財団は、地域における文化環境の創造と発展に寄与することを目的として、芸術に関する教育普及事業を行う団体として、市において設置されている。公益財団法人水戸市スポーツ振興協会でも記載しているが、今日、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（文化庁令和2年9月1日）において、「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」への方針が示され、地域団体において、地域部活動の運営を担う人材や指導者を確保する必要が出てきている。</p> <p>学校単位の部活動には、小学校における金管バンドや中学校、高校における吹奏楽部、合唱部、美術部等の芸術分野における活動も盛んに行われているところであり、芸術財団の事業を通じての人脈や学芸員の知見等での、地域部活動への移行に対する役割が期待される。</p> <p>社会環境の変化に伴う、地域における文化環境の創造や発展に寄与するための関わり方のニーズについても、積極的に取り組み、本来の目的を最大限に達成するように取り組んでいく必要がある。</p>		
講じた措置 の内容等		<p>公益財団法人水戸市芸術振興財団は、水戸室内管弦楽団のメンバーによる演奏指導や小中学校の吹奏楽演奏会の実施、現代美術作家が学校を訪問するワークショップをはじめ、市内及び県内の小中高校の授業や部活動とこれまで十分な連携を図ってきた。</p> <p>また、水戸市教育委員会との共催により、市内全校が参加する音楽と演劇の鑑賞会や中学生合唱コンクール等も開催している。さらに、地域の芸術文化団体との共催事業等により、社会教育の推進を図っており、今後も積極的に地域の文化環境の創造と発展に継続して取り組んでいく。</p> <p>なお、文化庁による「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」に基づく学校の部活動との関わりについては、市教育委員会から方針が示された後に、それを踏まえながら検討していく。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)		産業経済部農政課																																																							
報告書ページ	145	区分別 の番号	指摘事項 の意見	19																																																							
		(ハ) 設備投資を行う場合の原価への反映について 乳製品事業に関して、製品別の原価が把握されているか確認したところ、以下の資料が作成されていた。																																																									
		A 製品の例  <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原材料</td> <td>牛乳</td> <td>140</td> <td>160.0</td> <td>22,400</td> </tr> <tr> <td></td> <td>乳酸菌</td> <td></td> <td></td> <td>441</td> </tr> <tr> <td></td> <td>レンネット</td> <td></td> <td></td> <td>93</td> </tr> <tr> <td></td> <td>白カビ</td> <td></td> <td></td> <td>453</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>職員</td> <td>4</td> <td></td> <td>10644</td> </tr> <tr> <td></td> <td>嘱託</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パート</td> <td>4</td> <td></td> <td>3400</td> </tr> <tr> <td>包装資材</td> <td></td> <td>126</td> <td></td> <td>14,049</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>51,450</td> </tr> <tr> <td>1個あたり</td> <td></td> <td>126</td> <td></td> <td>408</td> </tr> </tbody> </table>					数量	単価	金額	原材料	牛乳	140	160.0	22,400		乳酸菌			441		レンネット			93		白カビ			453	人件費	職員	4		10644		嘱託			0		パート	4		3400	包装資材		126		14,049	合計				51,450	1個あたり		126		408
		数量	単価	金額																																																							
原材料	牛乳	140	160.0	22,400																																																							
	乳酸菌			441																																																							
	レンネット			93																																																							
	白カビ			453																																																							
人件費	職員	4		10644																																																							
	嘱託			0																																																							
	パート	4		3400																																																							
包装資材		126		14,049																																																							
合計				51,450																																																							
1個あたり		126		408																																																							
指摘事項等 の内容	包装資材の数量を製造数量とし、このときの原材料・人件費・包装資材費を集計して、1個当たりの単価を算定していると思われる。 但し、この単価に関する情報が、実際の原材料費、人件費、包装資材費の発生金額と整合しているか検証はされていない。 また、乳製品事業に関しては製造設備が老朽化し、設備の更新が検討されている。 自社で製造設備を投資する場合には、製造設備の投資額については、製品の販売収益で回収することになる。 販売単価をいくらにすれば、製造設備の投資額を回収できるのか把握する必要があり、販売単価を検討するための基礎情報として、製造設備の投資額を反映させた原価情報が必要になる。具体的には、以下の情報を整理して設備投資計画を作成し、原価情報に反映させる必要がある。																																																										
	<ul style="list-style-type: none"> ・製造設備に関する減価償却費の額、年間の製品生産量（基準生産量）。 ・1個当たりの減価償却費 ・基準生産量の前提となる設備の稼働年数と当該設備による総生産量 																																																										

	<p>・設備の稼働期間における販売数量の予測、市場動向の予測 等</p> <p>実際に設備投資を行う際には、具体的な設備投資計画を策定することになると思われるが、現段階では、具体化されたものはない。</p> <p>作成した原価情報については、実際の原材料・人件費・包装資材費との整合性を検証することが必要である。整合性を検証しなければ、実態を表した原価情報かどうかが判断できない。</p> <p>また、自前で製造設備を投資するのであれば、投資回収ができるかどうかの検討は必須である。</p> <p>投資回収ができるかどうかを検討する際には、楽観的な見通しを排除するために、具体的な設備投資計画を作成すること、計画における客観化された情報に基づいて実現可能性を検討することが必須である。</p>
講じた措置の内容等	<p>原材料費、燃料費、運送費等、製造販売に係る全ての経費が上昇傾向にあり、コストダウンだけでは十分に対応できず、経営の安定化に向け、乳製品価格の引き上げが避けられない状況にあるため、設備投資額を反映した原価設定を試みたが、非常に高額となってしまうことから、一度に上乗せするのではなく段階的に価格改定を検討していくこととし、令和7年6月に乳製品価格の改定・引き上げを行った。</p>

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)		産業経済部農政課			
報告書ページ	156	区分別 の番号	指摘事項				
			意見	17			
指摘事項等 の内容		<p>(ロ) 乳製品事業について再検討すべきこと</p> <p>森のシェーブル館で行う事業において、建物および製造設備は市から貸与をうけており、原価に計上されていない。さらに、年間3百万円の補助金を計上した上で、黒字化しているが、これらの要因を除けば、実質赤字で継続している事業である。</p> <p>赤字の要因として、公社は製造設備の老朽化等による生産効率の悪化を掲げている一方、消費が増加しないという不安も掲げている。</p> <p>国の補助金を活用し、新設備の導入を検討しているが、市場の需要予測や生産設備の導入による原価への影響等が考慮されていない。</p> <p>現状についての原価構成をヒアリングベースで確認すると、原料費3割、その他の原価で4割、併せて7割程度であるとのことであった。このことを前提に、生産が効率化した上で生産量を増加させた場合、自社で直売できるのであれば大きく利益に貢献できると思慮するが、この生産量の増加分を卸売りで販売すると、卸値は定価の7掛け程度であることから、利益の貢献は、生産量増加による固定費負担の低減分にとどまり、利益の大幅な改善への期待は薄まるものと考えられる。これらの要因について分析することなく、設備更新を検討されている状況は、マネジメントして適切な状態ではない。</p> <p>製造を通じたマネジメントを実行していく人材を育成していく必要がある。</p> <p>また、市として、乳製品を市内農産品としてどう位置付けているのかも明確とは言えず、単に森のシェーブル館の産品としての位置づけとされているものであるならば、20年を経て実質赤字である事業について再検討する必要がある。</p>					
講じた措置 の内容等		<p>乳製品事業は、30年以上の事業実績があり、本市の特産品として地域に広く認識されている。引き続き、水戸市、水戸農協、農業生産者等と連携し、地域に密着した事業をとおして経済・観光の活性化に貢献していく。</p> <p>製造を通じたマネジメントを実行していく人材の育成・確保については、経営の向上・安定化に向け喫緊の課題と認識しており、即戦力となる新たな人材の雇用を目指している。現在のところ、増員のための予算を確保することができないため、人材の確保はできていない。</p> <p>事業収支の改善、経営の安定化に向けては、引き続きコストダウンに努めるとともに、原材料費等の高騰分を適切に転嫁し、乳製品の価格改定・引き上げが必要であるため、段階的に価格改定を検討することとし、令和7年6月にすべての乳製品の価格を改定した。</p>					

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和 3 年度	所管課 (措置実施課)	都市計画部公園緑地課																																																																																													
報告書ページ	163	区分別の番号	指摘事項																																																																																													
			意見	18																																																																																												
指摘事項等の内容	<p>(ロ) 契約事務等の合理化について</p> <p>委託契約に関する金額、件数について、平成 30 年度・令和 1 年度・令和 2 年度の状況を見ると以下の通りである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和 1 年度</th> <th>令和 2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約金額 合計</td> <td>312,858,720 円</td> <td>323,405,538 円</td> <td>328,494,739 円</td> </tr> <tr> <td>契約件数</td> <td>250 件</td> <td>197 件</td> <td>205 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>そのうち、公園管理業務の契約状況は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務名</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和 1 年度</th> <th>令和 2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千波公園植物管理業務(Ⅰ)</td> <td>㈱石翠園</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>千波公園植物管理業務(Ⅱ)</td> <td>㈱植正園</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>千波公園植物管理業務(Ⅲ)</td> <td>常磐造園(㈱)</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>千波公園植物管理業務(Ⅳ)</td> <td>㈱大京園</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>千波公園植物管理業務(新好文茶屋周辺)</td> <td>㈱小澤造園</td> <td>同左</td> <td rowspan="2">同左</td> </tr> <tr> <td>千波公園(西の谷)外 1 箇所植物管理業務</td> <td>㈱小澤造園</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>双葉台公園植物管理業務</td> <td>㈱小林造園</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>駅南平和公園植物管理業務</td> <td>㈱沼田緑化園</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>東山近隣・児童公園植物管理業務</td> <td>㈱大京園</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>保和苑植物管理業務</td> <td>(有)会沢造園</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>大塚池公園植物管理業務(Ⅰ)</td> <td>㈱石翠園</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>大塚池公園植物管理業務(Ⅱ)</td> <td>興和緑地建設(㈱)</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>小吹水源池公園植物管理業務</td> <td>㈱小林造園</td> <td rowspan="2">同左</td> <td rowspan="2">同左</td> </tr> <tr> <td>河和田 3 丁目市民の森外 2 箇所植物管理業務委託</td> <td>㈱小林造園</td> </tr> <tr> <td>七ヶ洞公園植物管理業務(Ⅰ)</td> <td>(有)会沢造園</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>七ヶ洞公園植物管理業務(Ⅱ)</td> <td>(有)エバタ造園</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>七ヶ洞公園植物管理業務(Ⅲ)</td> <td>㈱タナカ築庭</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>中沢池公園植物管理業務</td> <td>㈱沼田緑化園</td> <td>同左</td> <td rowspan="2">同左</td> </tr> <tr> <td>元吉田荒谷街区公園外 1 箇所植物管理業務</td> <td>㈱沼田緑化園</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>元吉田児童公園植物管理業務委託</td> <td>常磐造園(㈱)</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>					平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	契約金額 合計	312,858,720 円	323,405,538 円	328,494,739 円	契約件数	250 件	197 件	205 件	業務名	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	千波公園植物管理業務(Ⅰ)	㈱石翠園	同左	同左	千波公園植物管理業務(Ⅱ)	㈱植正園	同左	同左	千波公園植物管理業務(Ⅲ)	常磐造園(㈱)	同左	同左	千波公園植物管理業務(Ⅳ)	㈱大京園	同左	同左	千波公園植物管理業務(新好文茶屋周辺)	㈱小澤造園	同左	同左	千波公園(西の谷)外 1 箇所植物管理業務	㈱小澤造園	同左	双葉台公園植物管理業務	㈱小林造園	同左	同左	駅南平和公園植物管理業務	㈱沼田緑化園	同左	同左	東山近隣・児童公園植物管理業務	㈱大京園	同左	同左	保和苑植物管理業務	(有)会沢造園	同左	同左	大塚池公園植物管理業務(Ⅰ)	㈱石翠園	同左	同左	大塚池公園植物管理業務(Ⅱ)	興和緑地建設(㈱)	同左	同左	小吹水源池公園植物管理業務	㈱小林造園	同左	同左	河和田 3 丁目市民の森外 2 箇所植物管理業務委託	㈱小林造園	七ヶ洞公園植物管理業務(Ⅰ)	(有)会沢造園	同左	同左	七ヶ洞公園植物管理業務(Ⅱ)	(有)エバタ造園	同左	同左	七ヶ洞公園植物管理業務(Ⅲ)	㈱タナカ築庭	同左	同左	中沢池公園植物管理業務	㈱沼田緑化園	同左	同左	元吉田荒谷街区公園外 1 箇所植物管理業務	㈱沼田緑化園	同左	元吉田児童公園植物管理業務委託	常磐造園(㈱)	同左	同左
	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度																																																																																													
契約金額 合計	312,858,720 円	323,405,538 円	328,494,739 円																																																																																													
契約件数	250 件	197 件	205 件																																																																																													
業務名	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度																																																																																													
千波公園植物管理業務(Ⅰ)	㈱石翠園	同左	同左																																																																																													
千波公園植物管理業務(Ⅱ)	㈱植正園	同左	同左																																																																																													
千波公園植物管理業務(Ⅲ)	常磐造園(㈱)	同左	同左																																																																																													
千波公園植物管理業務(Ⅳ)	㈱大京園	同左	同左																																																																																													
千波公園植物管理業務(新好文茶屋周辺)	㈱小澤造園	同左	同左																																																																																													
千波公園(西の谷)外 1 箇所植物管理業務	㈱小澤造園	同左																																																																																														
双葉台公園植物管理業務	㈱小林造園	同左	同左																																																																																													
駅南平和公園植物管理業務	㈱沼田緑化園	同左	同左																																																																																													
東山近隣・児童公園植物管理業務	㈱大京園	同左	同左																																																																																													
保和苑植物管理業務	(有)会沢造園	同左	同左																																																																																													
大塚池公園植物管理業務(Ⅰ)	㈱石翠園	同左	同左																																																																																													
大塚池公園植物管理業務(Ⅱ)	興和緑地建設(㈱)	同左	同左																																																																																													
小吹水源池公園植物管理業務	㈱小林造園	同左	同左																																																																																													
河和田 3 丁目市民の森外 2 箇所植物管理業務委託	㈱小林造園																																																																																															
七ヶ洞公園植物管理業務(Ⅰ)	(有)会沢造園	同左	同左																																																																																													
七ヶ洞公園植物管理業務(Ⅱ)	(有)エバタ造園	同左	同左																																																																																													
七ヶ洞公園植物管理業務(Ⅲ)	㈱タナカ築庭	同左	同左																																																																																													
中沢池公園植物管理業務	㈱沼田緑化園	同左	同左																																																																																													
元吉田荒谷街区公園外 1 箇所植物管理業務	㈱沼田緑化園	同左																																																																																														
元吉田児童公園植物管理業務委託	常磐造園(㈱)	同左	同左																																																																																													

	元吉田第1児童公園植物管理業務委託	株大京園	同左	同左
	元吉田古宿街区公園・笠原児童公園植物管理業務委託	(有)鈴木緑化サービス	同左	同左
	河和田2丁目(さくら・けやき)街区公園外2箇所植物管理業務	(有)鈴木緑化サービス	同左	
	東溜児童公園・緑地植物管理業務	株鴨志田造園建設	同左	同左
	けやき台各児童公園植物管理業務委託	株小澤造園	同左	同左
	東前梅の木街区公園外2箇所植物管理業務委託	株小澤造園		
	七軒町児童公園・弁財天池緑地外5箇所植物管理業務	株タナカ築庭	同左	同左
	おけさ池児童公園植物管理業務委託	いばらき総合企業組合	同左	同左
	萬葉曝井の森外2箇所植物管理業務	株大京園	同左	同左
	紀州堀緑地植物管理業務(1)	株大京園	同左	
	水府ふれあい街区公園・緑地外3箇所植物管理業務委託	(有)会沢造園	同左	同左
	東前朝日が原街区公園乗越沢緑地植物管理業務委託	株植幸	一	一
	三の丸緑地・市民の森(小沢の滝)植物管理業務	緑地企画(株)	同左	同左
	逆川緑地植物管理業務(Ⅰ)	株植正園	同左	同左
	逆川緑地植物管理業務(Ⅱ)	株石翠園	同左	同左
	逆川緑地植物管理業務(Ⅲ)	株植正園	同左	同左
	逆川緑地植物管理業務(Ⅳ)	株田寺緑地土木	同左	同左
	千波公園花壇管理業務	株田寺緑地土木	同左	同左
	千波公園(西の谷)花壇等植物管理業務	株田寺緑地土木		
	水戸西流通センター緑地除草業務委託	株タナカ築庭	同左	同左
	元石川工業団地緑地除草業務委託	株植幸	同左	同左
	備前堀植物管理業務委託	(有)エバタ造園	同左	同左
	紀州堀緑地植物管理業務(Ⅱ)	(有)エバタ造園	同左	
	百合が丘南・西街区公園植物管理業務	株大京園	同左	同左
	百合が丘北街区公園植物管理業務	常磐造園(株)	同左	同左
	百合が丘公園植物管理業務	常磐造園(株)		
	百合が丘緑地植物管理業務	株田寺緑地土木	同左	同左
	百合が丘中央広場植物管理業務	株植幸	同左	同左
	安戸星緑地植物管理業務委託	株沼田緑化園	同左	同左
	瀬戸溜児童公園植物管理業務委託	株沼田緑化園		
	河和田3丁目第2児童公園植物管理業務委託	株日本造園	同左	同左
	堀町街区公園植物管理業務委託	株高砂造園	同左	同左
	諏訪・前原児童公園植物管理業務	株高砂造園		
	野田原第1・2児童公園植物管理業務委託	株高砂造園		
	十万原第2街区・近公園植物管理業務委託	株鴨志田造園建設	同左	同左

双葉台 4 丁目東緑地植物管理業務委託	(有)鈴木グリーン企画	同左	同左
城東児童公園植物管理業務	(有)鈴木グリーン企画		
内原駅北ふれあい公園植物管理業務委託	(有)鈴木グリーン企画		
内原駅北出会いの広場公園植物管理業務委託	興和緑地建設㈱	同左	同左
堀町緑地植物管理業務	(株)水戸グリーンサービス	同左	同左
水戸駅南口さくら(東・西)公園植物管理業務	興和緑地建設㈱	同左	同左
東前道漢坂街区公園植物管理業務	(株)沼田緑化園	同左	同左
元吉田鯉沢緑地植物管理業務	(有)会沢造園	同左	同左
裡 1 丁目児童公園植遺物管理業務委託	(株)植正園	同左	同左
常磐の杜第 1 街区公園植物管理業務委託	(株)立原緑地土木	同左	同左
常磐の杜第 2 街区公園植物管理業務委託	(株)立原緑地土木		
(仮称)卸売団地緑地植物管理業務委託	(株)立原緑地土木	同左	—
十万原第 1 街区公園植物管理業務委託	(株)立原緑地土木	同左	同左
中沢池公園湿生植物管理業務委託	(株)沼田緑化園	同左	—

上記のとおり、同一の契約に対して同一の業者が継続して落札している状況が見られ、令和 2 年度における落札価格率（落札額／予定価格）は、94～97% となっている。

一方、これらの委託業務に関する契約金額の積算に当たっては、以下の事例のように、詳細な積算が行われている。

積算の事例

1. 委託価格合計 : 11,200,000 円

2. 委託費内訳書

工種	単位	数量	単価	金額（円）
植え込み除草	m ²	10,200	92	938,400
草地除草	m ²	38,600	52	2,007,200
芝生機械刈刈	m ²	45,600	36	1,641,600
寄植え機械刈込	m ²	3,400	234	795,600
・・・・・	・・・	・・・	・・・・	・・・・・
・・・・・	・・・	・・・	・・・・	・・・・・
計				11,200,000

3. 工種別の単価：寄植え機械刈込 100 m²当たり一位代価表

名称／細則	単位	材料／歩掛	単価	金額
造園工	人	0.590	20,600	12,154
普通作業員	人	0.170	20,300	3,451
主燃料 ガソリン (バリカン式刈込機 0.88 kW)	ℓ	1.200	133	159
機械損料	日	0.600	300	180
トラック運転 2 t	日	0.270	27,913	7,536
計				23,480
	m ²			234

※積算基準及び標準歩掛（別冊・公園緑地工）P.47

管理対象の公園数が増加する中で、業務委託に関する契約件数は200件前後の件数となっている。毎年の契約に関する事務作業、特に指名競争入札に関しては、予定価格の算定や指名業者への通知、開札作業、契約後の工程表作成等が一定時期に集中することにより、相当の業務負荷がかかることが想定される。

また、詳細な積算を行う一方で、要員には制約があるため、作業実績を分析して、作業の効率化や費用の合理的な削減につながる仕様の見直し等を次年度の契約に反映させるための十分な検討を行う時間が確保できるのかが懸念される。

契約金額の積算については、建設業と同様に工種別の単価算定や、歩掛の適用作業がある。適切な積算を行うためには、準備作業として単価情報、歩掛情報の正確な登録作業が必要であり、これらの登録作業には相応の業務負荷がかかると想定される。

単価情報等の登録、契約金額の積算については、専用の情報システムが利用されているわけではなく、Excelで対応されている。

積算業務の合理化を図るため、業務量削減や効率化への効果が見込めることを前提に、情報システムの導入を検討することが望ましいと思われる。単価情報や歩掛情報を提供してもらえるような情報システムであれば、登録作業の軽減により、相当程度の作業軽減が図れる可能性もあると思われる。また、誤登録の防止により、積算結果の正確性が向上し、見直し・修正等にかかる作業の削減も期待できる。

	<p>また、植物管理の業務委託で同一業者が継続して落札している状況がある。同一の落札業者側が継続する要因の中には、ノウハウの蓄積により、同じ工区であれば他者よりも効率的に作業が実施できるという実態もあることが想定される。同一業者の継続が契約金額の高止まりを招くものではなく、業者自身も習熟により、作業効率の向上や、作業の質の維持・向上も図れるのであれば、年度毎の契約ではなく複数年契約を採用することも検討の余地があると考えられる。複数年契約のタイミングを分散させることにより、契約事務に係る業務負荷を分散させることも可能になると思われる。</p> <p>契約事務に係る業務量を合理的に削減し、捻出した時間を使って、簡単な業務であれば、外部委託に頼らず職員が自ら対応できるように、職員の時間を確保することが望ましいと思われる。</p>
講じた措置の内容等	<p>公園協会は市内の都市公園及び児童遊園の維持管理業務を行うため、年間200件前後の発注業務を行っている。</p> <p>御指摘のとおり、現在は、Excelのマクロによって構築されたシステムで積算作業を行っているが、協会の発注する維持管理業務の内容は、伐採や除草といった定型的な業務が多くを占めており、一般土木工事のように多様な工種で構成されるものではないことから、既存のExcelによる積算システムでも対応は可能と考えている。ただし、さらなる効率化を図る観点から、費用対効果に優れた積算システムがあれば、導入について検討を進める。</p> <p>また、委託業務の複数年契約については、現在、市と公園協会で締結している基本協定書において、単年度会計による事業執行を原則としており、指定管理料の支払いについても同様であることから、基本協定のあり方を含め、他の事例等を調査・研究し、物価や人件費等の市況を見極めながら、導入の可否について検討を進めているところである。</p>

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)		都市計画部公園緑地課																																																
報告書ページ	171	区分別 の番号	指摘事項 意見	19																																																
<p>(イ) 公園協会のあり方について検討すべきこと</p> <p>現状、公園協会は、市の公園を非公募で指定管理者として管理することを主な事業としている。</p>																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>公園種別</th> <th>主な管理公園等名称</th> <th>箇所数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合公園</td> <td>千波公園</td> <td>1</td> <td>68.56ha</td> </tr> <tr> <td>特殊公園</td> <td>大塚池公園・小吹水源地公園・七ツ洞公園・中沢池公園</td> <td>4</td> <td>29.31ha</td> </tr> <tr> <td>近隣公園</td> <td>双葉台公園・駅南平和公園・保和苑・東山近隣公園等</td> <td>6</td> <td>15.26ha</td> </tr> <tr> <td>地区公園</td> <td>弁天池公園</td> <td>1</td> <td>3.40ha</td> </tr> <tr> <td>街区公園</td> <td>砂久保町児童公園・吉沢街区公園等</td> <td>83</td> <td>23.49ha</td> </tr> <tr> <td>広場公園</td> <td>常磐町2丁目広場・見和3丁目広場</td> <td>2</td> <td>0.17ha</td> </tr> <tr> <td>都市緑地</td> <td>百樹園・逆川緑地・萬葉曝井の森等</td> <td>35</td> <td>35.93ha</td> </tr> <tr> <td>児童遊園</td> <td>笠原町上組児童遊園・上水戸児童遊園等</td> <td>288</td> <td>9.83ha</td> </tr> <tr> <td>未開設公園等</td> <td>(仮称)東部公園等</td> <td>14</td> <td>29.65ha</td> </tr> <tr> <td>その他施設</td> <td>桜川堤防敷・銀杏坂等</td> <td>4</td> <td>0.68ha</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>438</td> <td>216.28ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>管理する公園は、438箇所、216.28haに上り、この公園を直営班職員11人（うちプロパー職員6人）で管理することはできず、都市公園分については、市内造園業者にすべて再委託するに至っている。</p> <p>契約事務にあたっては、委託業者と職員の癒着による不正を防止する観点から、発注する職員を定期的に交替する等の対応をとる必要があると考えるが、公園協会の人員が少數なため、このような対応は難しいと考える。</p> <p>全てを再委託する状況であるのであれば、公園協会に委託する契約ではなく、市が直接、都市公園の契約を締結するよう見直す必要があると</p>					公園種別	主な管理公園等名称	箇所数	面積	総合公園	千波公園	1	68.56ha	特殊公園	大塚池公園・小吹水源地公園・七ツ洞公園・中沢池公園	4	29.31ha	近隣公園	双葉台公園・駅南平和公園・保和苑・東山近隣公園等	6	15.26ha	地区公園	弁天池公園	1	3.40ha	街区公園	砂久保町児童公園・吉沢街区公園等	83	23.49ha	広場公園	常磐町2丁目広場・見和3丁目広場	2	0.17ha	都市緑地	百樹園・逆川緑地・萬葉曝井の森等	35	35.93ha	児童遊園	笠原町上組児童遊園・上水戸児童遊園等	288	9.83ha	未開設公園等	(仮称)東部公園等	14	29.65ha	その他施設	桜川堤防敷・銀杏坂等	4	0.68ha	計		438	216.28ha
公園種別	主な管理公園等名称	箇所数	面積																																																	
総合公園	千波公園	1	68.56ha																																																	
特殊公園	大塚池公園・小吹水源地公園・七ツ洞公園・中沢池公園	4	29.31ha																																																	
近隣公園	双葉台公園・駅南平和公園・保和苑・東山近隣公園等	6	15.26ha																																																	
地区公園	弁天池公園	1	3.40ha																																																	
街区公園	砂久保町児童公園・吉沢街区公園等	83	23.49ha																																																	
広場公園	常磐町2丁目広場・見和3丁目広場	2	0.17ha																																																	
都市緑地	百樹園・逆川緑地・萬葉曝井の森等	35	35.93ha																																																	
児童遊園	笠原町上組児童遊園・上水戸児童遊園等	288	9.83ha																																																	
未開設公園等	(仮称)東部公園等	14	29.65ha																																																	
その他施設	桜川堤防敷・銀杏坂等	4	0.68ha																																																	
計		438	216.28ha																																																	

	<p>考える。</p> <p>また、都市公園を今後も市内の造園業者に委託することになれば、委託費は高くなしていくものとも考えられる。現在、委託費の積算にあたっては、令和2年度で造園工20,600円、普通作業員20,300円の日当を基準に、共通仮設費として4.88%，現場管理費として24.47%が加算されながら算出されている。</p> <p>市内造園業は限られており、競争原理が働きにくい環境下で、今後も積算上的人件費等が高騰していく中で、公園維持管理費の総額を抑制していくことを検討するのであれば、公園協会の直営班の職員を増員し、公園協会自らが管理する業務を増加し、再委託する割合を減少させることも検討することが必要である。</p> <p>経営改善計画においても、職員の高齢化を課題とするとともに業務委託についての発注内容等の見直しという点で認識されていることである。市は、今後の公園協会のあり方と期待する役割について整理を行っていく必要がある。</p>
講じた措置の内容等	<p>市内の開設済み都市公園は145公園（R7.7時点）あり、近年は年間2,000件（R2:825件、R3:1,663件、R4:2,072件、R5:2,041件、R6:2,139件）に及ぶ要望に対応しており、現行体制のままこれらの維持管理業務委託を本課において発注することは、市内公園の整備や緑化事業の実施といった公園緑地課本来の業務を圧迫することになる。</p> <p>また、公園植栽等の維持管理業務は、業務の繁忙時期が決まっており、その時期を基準として直営の人員を増加することは、閑散期においては余剰となるため非効率であり、必ずしも経済性で優位とは限らないと判断している。一方で緊急工事や、年間を通しての全公園の点検業務といった直営の人員が対応すべき業務は今後も継続して行う必要があることから、直営の人員を一定数確保していくことは必要である。</p> <p>以上のことから、原則、公園緑地課及び公園協会の業務分担についてはこれまでの体制を維持する方針とする。</p> <p>公園維持管理費の総額の抑制を図る方策として、公園の維持管理業務の複数年契約や積算業務の効率化について検討し、直営班の人員計画については、年齢構成や業務内容の見直し等を適切に行い、持続可能な組織としてのあり方について、市と協会で研究を進めているところである。</p>

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)		市民協働部文化交流課	
報告書ページ	188	区分別 の番号	指摘事項 意見	21	
<p>(イ) 県や近隣市町村との連携について 令和2年度の国際交流センターの具体的な事業費の内訳は以下の通りとなっている。</p> <p>【別紙のとおり】</p> <p>国際交流センターの事業のうち、施設維持業務と交流都市との交流事業が大きな部分を占めている。</p> <p>経営改善計画にもあるように、今日、日本では少子化で労働人口の減少により、特定技能制度として外国人の日本での就労を促す施策が進められている。このような現象は、他の先進諸国でも同様であり、いかに働き手に来てもらうかで国際間の競争が生じている。</p> <p>この様な中にあって、日本に、茨城県に、水戸市に来た外国人に対して、住みよさを提供していくことが、このような競争の中で勝ち残る方策であり、また、そのような環境が地域の国際化に繋がるものであると考える。</p> <p>これは、近隣の市町村でも同様である。</p> <p>現在、国際交流センターは、近隣市町村にはない施設を構え、人員も有している。</p> <p>今後、地域に生活する外国人をサポートし、かつ地域住民に対し外国人との日常生活での交流をサポートをしていくような国際交流の事業を拡大していく上では、茨城県との連携を密にしながら、近隣市町村との広域連携を図り、費用負担を求めながら、中核的機能を果たす役割を担うことも検討していく必要がある。</p>					

講じた措置の内容等	<p>県や近隣市町村との連携について、令和6年度は、県主催の「国際交流・協力ネットワーク会議」に継続的に参加し、県や他自治体の関連団体と共生社会の実現に向けた活動について意見交換をするなどの交流を図った。</p> <p>国際交流事業の拡大については、水戸市内外に住む外国人が日本で生活するために必要な日本語を学ぶ「日本語プレ初級クラス」を引き続き5期、60回開催するとともに、外国人と接する機会が多い市職員及び外郭団体職員を対象に「外国人市民対応職員研修」を実施し、「やさしい日本語」について理解を深めるとともに、その有用性について啓発するなど、事業の拡充に努めている。</p> <p>他市町村と連携した事業の拡充にあたっては、事業規模等に応じた各市町村への費用負担を求めることも検討する。</p> <p>引き続き、広報活動や外国人の需要に寄り添った事業の拡充を図り、外国人が地域で安心して生活できるよう支援する体制を整えていく。</p>
-----------	---

別紙				
事業科目	予算額	決算額	差異	備考
1 海外諸都市との交流事業	5,426	23	5,402	
アナハイム市からの訪問団受入	552	-	552	
水戸市学生親善大使の派遣	1,380	-	1,380	
アナハイム市学生親善大使の受入	457	-	457	
重慶市への訪問団派遣	2,567	-	2,567	
重慶からの訪問団受入	305	-	305	
重慶市青少年交流事業	165	-	165	
重慶市交流関係	-	23	△ 23	支援物資運送料
その他海外諸都市との交流事業	-	-	-	
2 市民の国際交流に対する支援業務	227	246	30	
国際交流のつどいの開催	169	181	△ 12	パネル作成費、資料、講師謝礼等
国際交流団体連絡会の開催	4	-	4	
日本語指導ボランティア団体への支援	104	65	38	講師交通費・謝礼、資料等
3 国際交流に関する講座等の実施事業	552	389	162	
国際理解講座の開催	322	389	△ 67	講師謝礼、資料、材料費、印刷費、PCリース等
国際交流パーティーの開催	218	-	218	消耗品等
国際理解のための外国人の紹介	12	-	12	
4 外国人市民に対する支援事業	1,878	675	1,202	
子どものための日本語ボランティア	734	3	730	教材費
多文化共生のための日本語教育等支援事業	692	613	78	通信運搬費、講師交通費・謝礼等
在住外国人からの聞き取り	6	-	6	
外国人のための防災訓練	62	20	41	通信運搬費、材料費等
生活情報紙「Culture Pot MITO」の発行	22	22	-	通信運搬費、消耗品等
どうようサロンの開催	66	6	60	ゲスト謝礼
日本文化体験等事業の実施	296	8	287	通信運搬費、消耗品、国内旅行傷害保険料
5 国際交流に関する情報の収集及び提供事業	1,505	2,003	△ 498	
協会機関誌の発行	474	335	138	機関紙印刷、発送費等
資料の収集及び提供	1,031	1,668	△ 637	書籍、PC消耗品、ホームページ維持管理費等
6 多言語生活ガイドブック改訂版作成事業	1,827	1,824	2	印刷費、翻訳筆耕料、ホームページ改修費等
7 水戸市・重慶市友好交流都市提携20周年記念事業	4,055	2,818	1,236	記念品作成、翻訳筆耕料、記念誌作成委託費等
8 施設維持管理業務	14,219	14,017	201	国際交流センター維持管理費
9 その他	219	200	18	自販機・コインコピー機維持管理費、備品減価償却費
10 人件費	38,323	35,052	3,270	役員報酬、職員給与等(按分)
計	68,281	57,252	11,028	

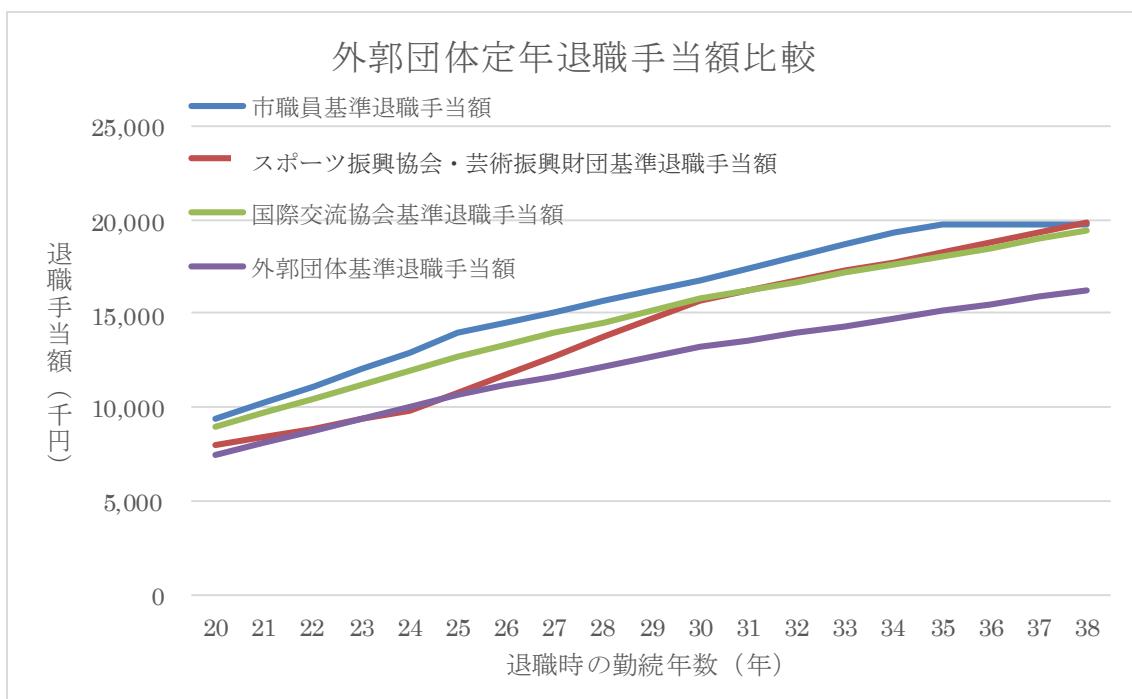
包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和3年度	所管課 (措置実施課)		総務部人事課
報告書ページ	235	区分別 の番号	指摘事項 意見	25
指摘事項等 の内容	(i) 外郭団体の退職手当に関する基準の適用を推進すべきこと 別紙1のとおり			
講じた措置 の内容等	令和4年8月に各外郭団体所管部長に対して、監査意見・指摘事項の是正に必要な指導監督を行うよう通知し、なお是正がなされていない団体に対しては、今後の対応について令和6年10月に通知を行った。 意見のあった3団体のうち、1団体については令和6年度中に改正予定であったが、所管課と外郭団体との調整に時間を要しており、今後、改正後の退職規程を施行後に採用する職員から適用していくことも選択肢として、おおむね3年の期間を設定し協議検討していく。(水戸市スポーツ振興協会) その他2団体の改正予定は未定であるが、引き続き退職手当制度の統一に向けた取組を進めていく。			

【別紙1】

外郭団体の退職手当に関する基準（平成30年4月1日改正）において、福祉関係団体を除く9団体について統一的な退職手当制度を基準として明確に提示している。しかし、令和2年度末時点において9団体中3団体（公益財団法人水戸市スポーツ振興協会、公益財団法人水戸市芸術振興財団、公益財団法人水戸市国際交流協会）については基準に沿った退職手当制度となっていない。

外郭団体において実施する事業は異なるものの、経営実態として市からの補助金や委託事業費が収入の大きな割合を占めている状況である。そのような中、市が示した退職手当制度に従い従来の制度を変更した法人と従前の制度を利用している法人が混在しているため外郭団体間において不公平が生じている。市担当課へのヒアリングにおいて定期的に制度の改正状況は確認しているものの、全団体の基準への統一に向けた目標期限は定めていないとのことであった。外郭団体間における不公平を是正するため、退職手当制度の統一を進める必要がある。



定年退職時の勤続年数	20年	25年	30年	35年	38年
市職員基準退職手当額 (千円)	9,343	13,945	16,807	19,755	19,755
スポーツ協会・芸術振興財団基準退職手当額(千円)	7,980	10,783	15,675	18,288	19,855
国際交流協会基準退職手当額(千円)	8,930	12,730	15,770	18,050	19,418
外郭団体基準退職手当額 (千円)	7,474	10,655	13,199	15,108	16,253

シミュレーション条件

- ・退職時の給与は380,000円。
- ・退職手当額は定年退職による算定。
- ・市職員基準退職手当額は基本額+調整額。
- ・調整額の算定において22歳で就職した者(就職時1級)が10年で1級昇格するものと仮定し、初任給171,000円、定年退職時(38年目)の給与380,000円まで毎年同額で昇給した場合の退職時における調整額と同額とする。